

防災・県土強靱化対策特別委員長報告

防災・県土強靱化対策特別委員会における、これまでの調査並びに審査の経過についてご報告申し上げます。

昨年七月の委員会設置以来、奈良県国土強靱化地域計画に関すること、地域防災計画の推進に関すること及び治水対策・土砂災害対策等の推進に関することについて、県内外の実情を含め、各般にわたり調査並びに審査を行ってまいりました。

まず、初度委員会においては、土砂災害特別警戒区域等の指定状況及び砂防施設の設置状況を確認し、砂防施設を建設するに当たっては、基礎調査を行い、優先順位を明確にすべきであるとの意見がありました。

さらに、砂防指定地に関し、速やかに砂防指定地台帳を整備し、解除できるところは速やかに解除されたいとの要望がありました。

次に、県内調査として、災害発生時に、県民に災害情報を提供し、市町村や防災関係機関等との情報共有を行う災害対策本部室、平成十一年度の災害により道路が遮断され、住民生活への影響も大きいことから事業実施された天理市苜原町の平成十二年度治山事業地、保全対象に天理市が指定した避難所があり、土石流が発生した際に多大な被害を与えるため、早期に対策が行われている山田B沢通常砂防事業地について調査を行ったところであります。

次に、九月定例会においては、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興については、個々の計画により必要な措置を講じられているが、行政コストを意識したうえで、危機管理対応全体の基本的な考え方を

まとめていくべきであるとの意見がありました。

また、外国人福祉避難所である猿沢インの外国人観光客等への周知や当該福祉避難所に必要な備蓄物品について、奈良市や民間事業者と連携して進められたいとの要望がありました。

さらに、大和川流域における総合治水の推進に関する条例について質疑が行われ、自治体や企業の協力を得ながら推進すべきであるとの意見があるなど、活発な議論が交わされました。

次に、十二月定例会においては、台風二十一号による被害の災害復旧等に係る補正予算等の説明を受け、三郷町東信貴ヶ丘地区の崩落被害に対する県の対応や生駒市西松ヶ丘の違法盛り土等について、議論が交わされました。

また、県有施設の耐震性等の安全性についても議論が交わされました。

次に、二月六日には、外部から講師を招き、危機管理を機能させるための着眼点について意見聴取を行いました。

行政や住民、企業や専門家がそれぞれの役割を認識し、共通の意識を持って協力することが必要であり、そのためには、常に意見交換を行い、情報を共有するリスクコミュニケーションが重要であること。

危機管理にあたっては、悪い情報は、不完全であっても速やかに上司に報告するのが鉄則であること。

広報窓口を一元化し、住民への呼びかけなどは、首長みずからが時期を失せず定期的に正確に公表することが重要であること。

人命の救助が最優先で、自助、共助、公助が連携することが重要であるとのこと意見をいただきました。

また、災害関連死を防ぐための福祉避難所の充実や自主防災組織の強化について意見交換が行われました。

次に、二月定例会においては、奈良市新斎苑整備事業に関連する保安林や三郷町東信貴ヶ丘地区の崩落被害への対応、生駒市西松ヶ丘の違法盛り土への対応について議論が交わされました。

また、奈良県は関西広域連合の全分野に加入し、災害時の医療の取組など防災と医療で計画の整合をとれるようにすべきであるとの意見がありました。

さらに、災害時の帰宅困難者対策について活発な議論が交わされました。

以上のような経緯を踏まえ、以下、五点についてさらに要望するものであります。

一 行政コストを意識したうえで、危機管理対応全体の基本的な考え方をまとめるよう努められたいこと。

一 災害時の帰宅困難者に係る条例整備について、広域的な対応として、関西広域連合に提案されたいこと。

一 砂防指定地の正確な場所を把握することは、防災上大変重要であり、固定資産評価額の減価補正や砂防指定地内の行為制限にも影響することから、砂防指定地台帳及び附図の迅速な整備に努められたいこと。

一 亀の瀬の地すべり対策は、大和川の流域対策に一定の影響を及ぼすため、国の事業ではあるが、地すべりの状況について調査を行い、適切に対応するよう努められたいこと。

一 災害関連死を防ぐためにも、避難所が充実されるよう、取り組ま
れたいこと。

なお、今後も、当委員会においては、防災力の向上及び県土の強靱化にあたり、奈良県国土強靱化地域計画に関する事、地域防災計画の推進に関する事及び治水対策・土砂災害対策等の推進に関する事について、引き続き慎重に審議を行ってまいりたいと考えております。

以上、申し上げて中間報告といたします。